

令和6年9月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第1621号 損害賠償請求反訴事件

口頭弁論終結日 令和6年7月18日

判 決

反 訴 原 告 水 原 清 晃

(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 小 沢 一 仁

反 訴 被 告 太 田 啓 子

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 神 原 元

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、660万円及びうち330万円に対する令和4年12月15日から、うち330万円に対する令和6年2月3日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、ソーシャルネットワーキングサービスである「T w i t t e r」(名称は本件当時のものである。以下「ツイッター」という。)における被告による2件の投稿(後記2(2)の本件投稿1、同(3)の本件投稿2)が、原告の名誉感情(本件投稿1)又は平穩生活権(本件投稿2)を侵害するなどと主張

して、不法行為に基づく損害賠償として、各投稿につきそれぞれ慰謝料300万円及び弁護士費用30万円（合計330万円）の支払を求めるとともに、うち本件投稿1に係る330万円については不法行為の日（投稿の日）である令和4年12月15日から支払済みまで、うち本件投稿2に係る330万円については不法行為後の日（反訴状送達の日翌日）である令和6年2月3日から支払済みまで、それぞれ民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

当事者間に争いがないか、後掲の証拠（特に断らない限り枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実は以下のとおりである。

(1) 当事者及び関係者

ア 原告は、ツイッターにおいて「^{ひまそらあかね}暇空茜」という名のアカウントを保有し、投稿等の情報発信を行っている。

原告は、10代女性の自立支援を目的とし、東京都から東京都若年被害女性等支援事業の委託を受けていた一般社団法人Colabo（以下「Colabo」という。）の会計処理に不正があるなどといった疑惑を主張して、令和4年当時、ツイッターやブログ等において、Colaboやその代表理事である仁藤夢乃（以下「仁藤」という。）に対する批判的な投稿を度々していた。（甲5、8、10～13、15～17、25、乙1～3）

イ Colabo及び仁藤は、令和4年11月29日、原告がColaboや仁藤に関する虚偽の情報を流したなどと主張して、原告に対して損害賠償等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した（以下「別件訴訟」という。）。

被告は、別件訴訟においてColabo及び仁藤の訴訟代理人を務めた弁護士の1人である。

Colaboの関係者及び被告を含む訴訟代理人らは、別件訴訟を提起した日に、記者会見を開催した（以下「本件記者会見」という。）。

また、同時期には「Colaboと仁藤夢乃さんを支える会」が結成され、同じ

名称のツイッターのアカウントが作成された（以下「本件アカウント」という。）。

（以上につき、乙5、7、9、10）

(2) 本件投稿1

アカウント名「安田浩一」は、令和4年12月14日、YouTube（インターネット動画共有サービス）で配信された番組における「#暇アノン 暗い情熱」と題する特集（以下「本件特集」という。）に関する動画サイトのURLを引用しつつ、ツイッターに、「Colaboへの攻撃が法曹や議員まで巻き込んだ陰謀絵巻に。『公金』を隠れ蓑にしたフェミニズム攻撃に、ヘイトスピーチ問題や歴史否認問題の類型を見る。ほかに#ボリス・ル・レイを探せ」などと投稿した（以下「本件引用元ツイート1」という。）。

被告は、同月15日、本件アカウントにおいて、本件引用元ツイート1を引用した上で、「#暇アノン」とコメントする内容の投稿をした（引用リツイートと呼ばれる、自己のコメントを付けて他者の投稿を自己の名義で転送するものである。以下「本件投稿1」という。）。

（以上につき、甲18、19、乙19）

(3) 本件投稿2

本件記者会見が開催された令和4年11月29日、東京都立大学教授で社会学者の宮台真司氏（以下「宮台」という。）が、男に刃物で切り付けられて負傷する事件が発生した。

このことに関し、アカウント名「湯島のとも」は、同年12月21日、ツイッターに、「Colabo記者会見と宮台先生襲撃が同じ日だったことへの考察。暇空氏への圧力として記者会見はしたが一般人へは目立ってほしくない、この件をTVとかで取り上げそうな宮台氏を同じに消せば世間の耳目はそちらに行くので一石二鳥というのはあり得そうで怖い（以下省略）」などと投稿した。

この投稿に対し、アカウント名「広く表現の自由を守るオタク連合」は、同月22日、上記「湯島のとも」の投稿を引用した上で、「この手の陰謀論がくだらない

の、官台『ごとき』を襲撃できるなら住所割れてる暇空を直にぶっ〇した方が早いという推論が出来てないところにある。」とコメントする内容の投稿をした（以下「本件引用元ツイート2」という。）。

被告は、同日、本件アカウントにおいて、本件引用元ツイート2をリツイートした（自己のコメントを付けずに他者の投稿を他者の名義のまま転送するものである。以下「本件投稿2」という。）が、後に削除した。

（以上につき、甲1、乙6、8、14、16、17）

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件投稿1が原告の名誉感情を侵害する不法行為に当たるか（争点①）

（原告の主張）

「暇アノン」とは、アメリカの陰謀論者「Q」及びその支持者を指す「Qアノン」に着想を得た造語である。本件投稿1は、原告が偏見や不十分な証拠に基づいて陰謀の存在を訴える陰謀論者であり、陰謀論に基づいてC o l a b oを攻撃しているとの印象を与えるものであって、社会通念上許容される限度を超えて、原告の名誉感情を侵害する。

（被告の主張）

以下のような本件投稿1に至る経緯や、その目的、意図等の事情を総合的に考慮すれば、本件投稿1は、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為であるとは認められない。

原告は、漫画の性的描写に対する仁藤の批判に反発するという利己的な動機で、C o l a b oや仁藤に対し、過激な表現で、事実に基づかない荒唐無稽な誹謗中傷を膨大な数行っていた。本件投稿1は、本件特集を紹介することを通じて、C o l a b oが「暇アノン」によって大きな被害を受けていることを広く知ってもらいたいという趣旨でなされたものである。

何らかの有名な出来事や状況に関する説明で、根拠の有無にかかわらず「邪悪で強力な集団（組織）による陰謀が関与している」と断定したり信じたりしようとする

ることを「陰謀論」というところ（甲21）、原告は、C o l a b o に関して不正会計があるなどと批判し、その背景には「ナニカ」と称する巨大な闇の組織の存在があると信じるようになり、それを排除することが必要であるとの信念を繰り返して主張するようになったのであり、そのような原告の言説は陰謀論というほかなく、その旨論評することは適切である。

そして、本件投稿1は、原告に批判的な立場から「Qアノン」に例えた「暇アノン」との表現で一度だけ述べたにすぎない。

(2) 本件投稿2が原告の平穩生活権を侵害する不法行為に当たるか（争点②）
(原告の主張)

本件引用元ツイート2は、「湯島のとも」の推論に対する批判の形を取りつつ、原告の口を塞ぎたいのであれば住所が判明している原告を直接殺害すればいいという、原告に対する強い害意を持つ意見を述べるものであって、当時フェミニストを非難していた宮台が襲撃されて重傷を負う事件が発生していたことからすると、原告が身の危険を感じるのは当然であって、原告の平穩生活権を侵害する。

そして、リツイートは、リツイート元のツイートが他人の権利を侵害するものであれば、特段の事情のない限り、当該リツイートも当該権利を侵害するというべきである。本件投稿2にそうした特段の事情は見当たらず、むしろ、C o l a b o から公認を受けている本件アカウントによって、本件引用元ツイート2を肯定的に拡散したものであるから、本件引用元ツイート2以上に原告の平穩生活権を侵害する。

(被告の主張)

本件引用元ツイート2は、原告への圧力として本件記者会見をしたが本件記者会見を目立たせない目的で宮台を襲撃したとの推論について「くだらない」と論評したものにすぎず、原告の殺害を示唆し、又は扇動するものではない。そして、これをリツイートした本件投稿2も、被告が所属する弁護団への疑惑を否定する趣旨で賛同したものにすぎないから、原告の平穩生活権を侵害するものではない。

仮に平穩生活権を侵害するものだとしても、前記(1)（被告の主張）のとおり、原

告がC o l a b oや仁藤に対して事実に基づかない誹謗中傷によってその名誉を毀損して損害を与えていたこと等を考慮すると、被告が所属する弁護団への疑惑を否定する過程で、若干不穏当な表現を使用した他人の投稿に賛同したとしても、社会通念上受忍すべき程度を超えて平穩に日常生活を送る利益を侵害するものとはいえない。

(3) 損害の発生及び額（争点③）

（原告の主張）

ア 本件投稿1がされて以降、原告及びその支援者を侮辱する用語として「暇アノン」が用いられ続けており、原告は精神的苦痛を被った。

イ また、原告は、本件投稿2がされたことによって、自身に危害を加えようとする者が待ち伏せていないかなど常に注意を払わなければならなくなり、精神的苦痛を被った。

ウ 前記ア及びイの原告の精神的苦痛を金銭に評価すると、各300万円を下らない。加えて、弁護士費用として各30万円が相当である。

（被告の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件投稿1の不法行為性）について

(1)ア 名誉感情を侵害する表現行為は、それが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に人格的利益を侵害する不法行為と評価され得るものである（最高裁平成21年（受）第609号同22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照）。

イ 本件引用元ツイート1は、本件特集に関する動画サイトのURLを掲載する形で本件特集を紹介する内容であるところ、証拠（甲18）によれば、本件特集の内容は、動画の主題とされた「暇アノン」（C o l a b oを攻撃する人々）に関することのほか、日本に滞在しているとされるフランスの差別主義者（ボリス・ル・

レイ)の住居を訪問したことの紹介及びその際の映像(井ボリス・ル・レイを追い)等で構成されていること、このうち「暇アノン」に関するものは、原告がツイッターにおいてC o l a b oに関する疑惑の背景には陰謀があり、「ナニカ」(原告において存在を主張する「C o l a b o代表仁藤夢乃さんを擁する」団体や政治家などから構成されるグループの呼称(甲16の7))が段々見えてきたといった趣旨の投稿をしていること、これに同調する者から、政治家、弁護士及び団体等のつながりを示す相関図(甲18の1④)が発表されるに至っていることなどを紹介した上で、C o l a b oを攻撃する人々が陰謀論を展開し始めたことから、米国の陰謀論者「Q」の支持者を指す「Qアノン」になぞらえて「暇アノン」と呼ばれていること(10)に言及するとともに、C o l a b oに対する攻撃によってC o l a b oやその関係者の活動に生じる影響、過去の炎上事案等との類似性等について考察し、攻撃の自制や謙抑を求める趣旨であることが認められる。

このことからすると、本件引用元ツイート1は、公開されている本件特集の内容を短く要約して本件特集を紹介する内容であると認められ、また、本件引用元ツイート1を引用した上で、本件特集の主題の一部である「#暇アノン」(検索性を高める等の目的で単語やフレーズにハッシュマーク(#)が付されたもの)とコメントした本件投稿1についても、本件特集を紹介することを通じて、その内容であるC o l a b oを攻撃する人々(暇アノン)の活動によってC o l a b oの活動に大きな影響が生じていることについて、本件アカウントの閲覧者や「#暇アノン」で(15)検索した閲覧者等に知らせる趣旨でされたものであると解することができる。

ウ このように、本件投稿1は、C o l a b oを攻撃する人々の活動の実態を批判的に考察した本件特集を紹介する内容であり、「#暇アノン」というコメントについて、それらの活動の実態に対する批判的・否定的な意味合いが含まれる点は否定できないものの、本件特集の主題を表す単語を単にコメントしたものにとどまること(20)からすると、本件特集を紹介するという表現の趣旨を逸脱するものとはいえず、このような表現行為の趣旨、内容及び態様等に照らすと、本件投稿1が、社会通念

上許される限度を超える原告に対する侮辱行為であると認めることはできない。

(2)ア これに対し、原告は、本件投稿1が社会通念上許される限度を超える根拠として、①「暇アノン」という表現は、当時の原告の主張には一定の根拠があったにもかかわらず、原告が偏見や不十分な証拠に基づいて陰謀の存在を訴える陰謀論者であるとの印象を与えるものであること、②本件引用元ツイート1に記載されている「フェミニズム攻撃」、「ヘイトスピーチ問題」、「歴史否認問題」といった用語と関連付けられた形で本件投稿1が拡散されたことを主張する。

イ しかし、①については、本件特集において、「暇アノン」という言葉は「C o l a b oを攻撃する人々」という、活動に参加する不特定多数人の集団に対する呼称として位置づけられていたことや、その語源である「Qアノン」も「Q」の主張を支持する人々（集団）を指す言葉であるとされることに照らすと、本件投稿1の「暇アノン」という表現が、直ちに特定の個人である原告のC o l a b oに関する投稿・意見に関して偏見や不十分な証拠に基づいて陰謀の存在を訴えるものであるという印象を与えるものとは認められない。

ウ 他方で、「暇アノン」という表現については、支持・同調の対象とされた原告についても、陰謀論者であるなどの漠然的な印象を与える可能性は否定できない。

しかし、その引用元である本件特集では、「だんだん見えてきたけど、立憲民主党の一部にだいたい繋がるんだよ、あと共産党の一部 この二つすら食べ物にする“ナニカ”だよこれ、陰謀論とわらいてえよ俺だって」、「最終目的はAV撲滅ではなくて日本支配です」等の原告の投稿（甲18の1⑤、⑥）が指摘されており、それらを含む「ナニカ」に関する原告の一連の見解の内容（甲16、17）に鑑みると、それが陰謀論に属するという見方が、批判的な言論として許容される範囲を逸脱するとまではいえない。加えて、そもそもこれらの原告の投稿を含めたC o l a b oに関する疑惑等を呈する見解が、いずれも公開の場で展開されていることからすると、他者から、それらの見解の合理性や論拠の正当性等に関する批判や反論を受けることも、言論の性質上、相当の程度において受忍されるべきものである。

これらの点を踏まえると、本件投稿1が、社会通念上許される限度を超える原告に対する侮辱行為に当たるということはできない。

エ また、②についてみると、本件引用元ツイート1の「フェミニズム攻撃」、「ヘイトスピーチ問題」、「歴史否認問題」といった記載は、本件特集の動画サイトに記載された説明文とほぼ同一のものであり（甲18の1）、本件特集でも、C o l a b oに対する攻撃の実態及びそれらと過去の炎上事案等との類似性を考察する部分等において、当該説明文に対応する考察が含まれている。そうすると、本件引用元ツイート1からは、本件特集がC o l a b oに対する批判をフェミニズム攻撃と表現した上でヘイトスピーチ問題や歴史否認（修正）問題にも言及する内容となっているという程度のことしか読み取ることができず、これらの記載とともに本件投稿1が拡散したからといって、社会通念上許される限度を超える原告に対する侮辱行為として違法な名誉感情の侵害に当たるということもできない。

オ 以上からすれば、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(3) したがって、本件投稿1は原告に対する不法行為に当たらない。

2 争点②（本件投稿2の不法行為性）について

(1)ア 本件引用元ツイート2は、宮台に対する襲撃事件について、原告に対して圧力をかけるために開催した本件記者会見に世間の注目が集まらないようにすること及び宮台に対する口封じを兼ねて、同じ日に行われた可能性があるとの見解を表明するアカウント名「湯島のとも」の投稿に対し、原告への圧力のために本件記者会見を開催し、かつ本件記者会見から世間の注目をそらすために宮台を襲撃するくらいであれば、住所が判明している原告を殺害した方が早いことから「湯島のとも」の見解は妥当しない旨の反対意見をいうものと解される。

イ 本件引用元ツイート2には、「暇空を直にぶっ〇した方が早い」という原告の殺害を連想させる穏当でない表現が含まれている。しかし、この表現は、本件記者会見に世間の注目が集まらないようにする目的で宮台への襲撃が行われた可能性がある旨の上記「湯島のとも」の見解が不合理であることを示すために、あえて同

見解の前提（本件記者会見に世間の注目が集まらないようにする目的で人の殺傷行為に及ぶ者がいること）に立った上で、その可能性を強く否定するために表現されたものと理解することができる。

ウ そうすると、本件引用元ツイート2について、原告の口を塞ぐためには原告を殺害することを容認する旨の意見を述べたものとは認められず、投稿者自身が原告を殺害する旨の意思を表明するものとも、原告を殺害するよう他者を扇動するような内容とも解されないから、原告の平穩生活権を侵害する違法なものとは認められない。

エ そして、被告による本件投稿2は、単に本件引用元ツイート2を転送するのみのリツイートの形を取っていることを踏まえると、アカウント名「広く表現の自由を守るオタク連合」の意見に対して賛意を示す趣旨の投稿にすぎず、それを超えて、本件引用元ツイート2と異なる表現内容を含むものではない。

このような表現行為の内容及び態様からすると、本件投稿2もまた、原告の平穩生活権を侵害する違法なものとは認められない。

(2) これに対し、原告は、本件引用元ツイート2は原告を殺害することを主眼に置いているなどと主張する。

しかし、原告の殺害を意味する表現が含まれているのは、あくまでも宮台が刃物で切り付けられた事件に関連する「湯島のとも」の見解に反対意見を示す文脈においてであり、原告の殺害について企図、容認又は扇動する趣旨の意見を表明したものとみることができないことは、前記(1)のとおりである。

よって、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) したがって、本件投稿2は原告に対する不法行為に当たらない。

第4 結論

以上によれば、争点③について判断するまでもなく、原告の請求には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官

平井直也

裁判官

池田幸司

裁判官

北澤陸

これは正本である。

令和6年9月18日

東京地方裁判所民事第16部

裁判所書記官 田村直子

